

香川高等専門学校客員教授及び客員准教授等に関する規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校(以下「本校」という。)の客員教授及び客員准教授に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の付与)

第 2 条 校長は、本校において引き続き 3 月以上教育又は研究に従事する者で、本校の教授又准教授と同等以上の資格があると認められる者に対して、客員教授又は客員准教授の称を付与することができる。

2 校長は、前項に定めるもののほか、本校において引き続き 3 月以上教育又は研究に従事する者に対して、客員研究員の称号を付与することができる。

3 校長は、本校において引き続き 3 月以上学外専門家に知識、経験等に基づき相談、提言、他機関との連絡調整、アドバイザー、コンサルタント等として専門的事項について助言、指導等を依頼する時は、客員アドバイザー、客員コーディネーターの称号を付与することができる。

(付与の期間)

第 3 条 前条に掲げる客員教授又は客員准教授、客員研究員、客員アドバイザー、客員コーディネーター(以下「客員教授等」という。)の称号は、あらかじめ期間を定めて付与するものとする。

(選考)

第 4 条 客員教授等の選考は、各学科長等から推薦された候補者について、本校の人事委員会の議に基づき、校長が行う。

(通知)

第 5 条 客員教授等の称号付与については、文書にその旨を明記して、本人に通知するものとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めのない事項については、その都度事前に協議して決定するものとする。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

2 今年度に限り、高松工業高等専門学校において客員教授等の称号付与されたものについて、本校の客員教授等の称号付与されたものとみなす。

平成 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

推薦者職名

推薦者氏名

印

香川高等専門学校客員教授等の推薦について

下記の者を，香川高等専門学校客員教授及び客員准教授等に関する規程に基づき，推薦します。

記

推薦する称号	客員教授 ・ 客員准教授 ・ 客員研究員 客員アドバイザー ・ 客員コーディネーター
称号付与期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
現 職	
氏 名	
推 薦 理 由	

(注) 客員教授，客員准教授に推薦する場合は，資格に該当する経歴等についても
推薦理由欄に記入すること